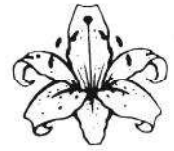


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年 3 月30日（金曜日）

定 期 第 2974 号

目 次	ページ	改正（警察・警務課）	193
○告示		○公告	
指定管理者の主たる事務所の所在地の変更（県民・国際課）	187	消費生活センターの名称の変更（県民・消費生活課）	194
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（環境農政・水源環境保全課）	187	神奈川県医療計画の変更（保健福祉・医療課）	194
漁業災害補償法による区域及び区分の設定の一部改正（13件）（環境農政・水産課）	188	基本測量の終了通知（2件）（県土整備・建設業課）	194
救急病院等を定める省令第1条第1項の規定による申出の撤回（保健福祉・医療課）	189	公共測量の実施通知（県土整備・建設業課）	194
救急病院等の認定の一部改正（保健福祉・医療課）	189	公共測量の終了通知（6件）（県土整備・建設業課）	194
都市計画事業の事業計画の変更認可（10件）（県土整備・都市計画課）	189	事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（県土整備・建設業課）	195
道路の区域変更（4件）（県土整備・道路管理課）	192	開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	195
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	193	建築士法による免許の取消し（県土整備・建築安全課）	196
洪水浸水想定区域の指定（県土整備・河川課）	193	政務活動費の交付の方法等の異動（議会・経理課）	196
○選挙管理委員会告示		公示による審理開催の通知（収用委員会）	197
公職選挙法による施設の指定の報告	193	○入札公告	
○公安委員会告示		一般競争入札の実施（水産技術センター）	197
自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある者を診断する医師の認定の一部改正（警察・免許課）	193	特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察・会計課）	197
○警察本部告示		落札者等の公告（会計・調達課）	198
交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置の一部		落札者等の公告（企業・会計課）	199
		落札者等の公告（企業・寒川浄水場）	199
		落札者等の公告（企業・谷ヶ原浄水場）	199

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第169号

神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年神奈川県条例第37号）第6条第2項の規定により、神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定管理者の主たる事務所の所在地
長野県駒ヶ根市中央16番 7 号
- 変更年月日
平成30年 4 月 1 日

神奈川県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相模原市緑区千木良字坂沢1, 412、1, 413、字北久保1, 583、1, 589の1、字砥石山1, 624の1から1, 624の3まで、1, 625の1から1, 625の18まで、1, 625の23、字境山1, 636の1、1, 636の2、1, 639の1から1, 639の3まで、緑区小原字坪坂257、260の1から260の3まで、字西入273の1、275の4、275の7、287の1、292の1（次の図に示す部分に限る。）、294、295のイ、字栗原335、337、緑区与瀬字横貝1, 453の口の1、1, 453の口の2、字貝沢1, 460の1、1, 460の2、1, 462の1、字与領1, 489の1から1, 489の4まで、1, 490の1、1, 496のイ、1, 497のイ、1, 497のロ、1, 497のハ、1, 498のイ、1, 499、1, 500のイ、1, 500のロ、1, 501、1, 502のイ、1, 502のロ、字桑久保1, 539のイ、1, 539のロ、1, 540、字大久保1, 549、1, 550、1, 551のイの1、1, 551のイの2、1, 551のロ
- 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

購読料

一箇月 一、九三〇円 一箇年 三、一六〇円
（消費税・地方消費税・送料込み）
本号 一部 三四一円（消費税及び地方消費税込み）

発行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜（〇四五）二一〇一一一

印刷

横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 五 一 二 七
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
電 話 横 浜（〇四五）五七一三三〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相模原市緑区若柳字下原235、236から238まで・239の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第172号

漁業災害補償法による区域及び区分（昭和58年神奈川県告示第339号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「みうら区域」を「三浦市区域」に、「三崎支所及び通り矢支所」を「三崎及び通り矢」に改める。

神奈川県告示第173号

漁業災害補償法による区域及び区分（昭和60年神奈川県告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「長井町区域」を「横須賀市西部区域」に改める。

神奈川県告示第174号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成5年神奈川県告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「横浜市柴区域」及び「横浜市本牧区域」を「横浜市区域」に改める。

神奈川県告示第175号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成6年神奈川県告示第573号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「横浜市金沢区域」を「横浜市区域」に改める。

神奈川県告示第176号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成6年神奈川県告示第941号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「みうら区域」を「三浦市区域」に、「三崎支所及び通り矢支所」を「通り矢」に改める。

神奈川県告示第177号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成6年神奈川県告示第942号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「みうら区域」を「三浦市区域」に、「三崎支所、通り矢支所及び二町谷支所」を「三崎、通り矢及び二町谷」に改める。

神奈川県告示第178号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成6年神奈川県告示第943号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「みうら金田湾区域」を「三浦市区域」に、「金田湾支所」を「金田湾」に改める。

神奈川県告示第179号

漁業災害補償法による区域及び区分（平成8年神奈川県告示第883号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「長井町区域」を「横須賀市西部区域」に改める。

神奈川県告示第180号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成10年神奈川県告示第697号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「のり横須賀市東部走水大津加入区」を「のり横須賀市東部加入区」に、「走水大津支所の区域」を「走水大津支所の地域」に改める。

神奈川県告示第181号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成15年神奈川県告示第573号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「横須賀市大楠区域」を「横須賀市西部区域」に改める。

神奈川県告示第182号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成20年神奈川県告示第563号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「三浦市西部区域」を「三浦市区域」に、「毘沙門地区及び諸磯地区」を「毘沙門及び諸磯」に改める。

神奈川県告示第183号

漁業災害補償法による一定の区域の設定（平成23年神奈川県告示第529号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「のり横浜市金沢加入区」を「のり横浜市加入区」に、「金沢支所の区域」を「金沢支所の地域」に改める。

神奈川県告示第184号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成28年神奈川県告示第432号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「横須賀市大楠区域」を「横須賀市西部区域」に改める。

神奈川県告示第185号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第

8 号）第 1 条第 1 項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名 称	所 在 地
医療法人愛生会有馬病院	川崎市宮前区有馬 3 ー10の 7

神奈川県告示第186号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表南大和病院、西横浜国際総合病院及び医療法人愛生会有馬病院の項を削り、同表中

「

川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1 ー30の37	平成30年 2 月 1 日から平成33年 1 月31日まで
----------	--------------------	-------------------------------

」を

「

川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1 ー30の37	平成30年 2 月 1 日から平成33年 1 月31日まで
南大和病院	大和市下和田1, 331の 2	平成30年 4 月18日から平成33年 4 月17日まで
西横浜国際総合病院	横浜市戸塚区汲沢町56	平成30年 4 月10日から平成33年 4 月 9 日まで

」に

改める。

神奈川県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成26年神奈川県告示第179号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称
横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設公園事業 4 ・ 4 ・ 1402号瀬谷本郷公園

3 事業施行期間
平成11年 1 月26日から平成33年 3 月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
横浜市瀬谷区本郷一丁目地内
(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年神奈川県告示第154号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業 4 ・ 4 ・ 1603号中田町中央公園

3 事業施行期間

平成11年 1 月26日から平成33年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市泉区中田町地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年神奈川県告示第170号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業 9 ・ 6 ・ 1202号都筑自然公園

3 事業施行期間

昭和59年10月23日から平成35年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市旭区上白根町字後谷、字小池及び字三谷、川井宿町並びに都岡町地内

同 緑区三保町字大上、字東谷及び字南谷地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年神奈川県告示第201号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設下水道事業横浜公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年 3 月23日から平成31年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市鶴見区市場下町、上末吉二丁目、上末吉四丁目、駒岡五丁目、下末吉二丁目、末広町、佃野町、鶴見中央二丁目、向井町、元宮二丁目及び矢向一丁目地内

同 神奈川区青木町、新浦島町、千若町、東神奈川二丁目及び星野町地内

同 西区北幸二丁目、楠町、桜木町、戸部本町及び西平沼町地内

同 中区本牧十二天及び山下町地内

同 南区山王町、花之木町、万世町、睦町及び吉野町地内

同 港南区下永谷四丁目地内

同 保土ヶ谷区岩間町及び天王町地内

同 旭区鶴ヶ峰本町一丁目地内

同 磯子区磯子一丁目、磯子二丁目、新磯子町、田中一丁目及び中原一丁目地内

同 金沢区海の公園、金沢町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、並木一丁目、六浦一丁目、六浦四丁目及び谷津町地内

同 港北区大倉山六丁目、大倉山七丁目、北新横浜一丁目、高田西一丁目、樽町三丁目、綱島東一丁目、鳥山町、新羽町及び日吉六丁目地内

同 緑区十日市場町、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台五丁目、西八朔町、東本郷町及び東本郷六丁目地内

同 青葉区市ケ尾町及びしらとり台地内

同 都筑区川向町、佐江戸町及び中川三丁目地内

同 戸塚区上矢部町、戸塚町、東俣野町及び俣野町地内

同 栄区笠間三丁目、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目及び長沼町地内

同 瀬谷区相沢五丁目、下瀬谷三丁目及び中屋敷三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年神奈川県告示第171号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 川崎都市計画道路事業 3 ・ 3 ・ 10号宮内新横浜線

(2) 同 3 ・ 4 ・ 9号尻手黒川線（関連外郭部）

3 事業施行期間

平成8年9月3日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市高津区子母口字旭田及び富士見田地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年神奈川県告示第642号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・9号尻手黒川線

3 事業施行期間

平成21年11月24日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市麻生区片平2丁目及び片平4丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年神奈川県告示第157号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・18号菅早野線

3 事業施行期間

平成10年2月27日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市麻生区白山1丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺西7丁目及び下麻生2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年神奈川県告示第162号で認可の告示をした都市計画事業の

事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 川崎都市計画道路事業 3・4・18号菅早野線

(2) 同 3・5・14号野川柿生線（関連外郭部）

3 事業施行期間

平成23年3月15日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市麻生区下麻生2丁目及び王禅寺東6丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年神奈川県告示第473号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画通路事業 1号川崎駅北口自由通路線

3 事業施行期間

平成24年8月28日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市川崎区駅前本町及び幸区堀川町地内

(2) 使用の部分

川崎市川崎区駅前本町及び幸区堀川町地内

神奈川県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年神奈川県告示第515号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

厚木市

2 都市計画事業の種類及び名称

厚木都市計画道路事業 3・4・8号本厚木下津古久線

3 事業施行期間

平成25年9月17日から平成35年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
厚木市酒井字上反町及び字新宿、愛甲東三丁目、愛甲字扱
免並びに下津古久字竹屋敷及び字鎌田地内
- (2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神
奈川県厚木土木事務所において、平成30年 3 月30日から 2 週間、
一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
一般国道
- 2 路線名
412号
- 3 区域変更の日
平成30年 4 月 1 日
- 4 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
愛甲郡愛川町田代字平山1, 991 番 3 地先から	旧	10.5メートル から	169メートル
同 2, 009 番 4 地先まで		13.3メートル まで	
同	新	12.2メートル から 25.2メートル まで	同

神奈川県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神
奈川県厚木土木事務所において、平成30年 3 月30日から 2 週間、
一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
相模原愛川
- 3 区域変更の日
平成30年 4 月 1 日
- 4 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
愛甲郡愛川町田代字平山2, 009 番 4 地先から	旧	14.8メートル から	131メートル
同 1, 989 番イの 3 地先まで		22.5メートル まで	
愛甲郡愛川町田代字平山2, 009 番 4 地先から	旧	14.0メートル から	25メートル
同 まで		23.0メートル まで	
同	新	同	同

神奈川県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神
奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、平成30年 3 月30日か
ら 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
一般国道
- 2 路線名
467号
- 3 区域変更の日
平成30年 4 月 1 日
- 4 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
大和市上和田字下ノ原3, 504番 4 地先から	旧	11.9メートル から	750メートル
同 下和田字中ノ原973番 3 地先まで		31.5メートル まで	
同	新	16.0メートル から 31.5メートル まで	同

神奈川県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神
奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、平成30年 3 月30日か
ら 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
藤沢座間厚木
- 3 区域変更の日
平成30年 4 月 1 日
- 4 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
座間市栗原字東原81番 4 から 同 立野台一丁目4, 524番15 まで	旧	9.0メートル から 31.0メートル まで	1,180メートル
座間市立野台一丁目4, 524番 3 から 同 4, 525番 3 まで		12.0メートル から 16.3メートル まで	73メートル
座間市栗原字東原81番 4 から 同 立野台一丁目4, 523番 5 まで		12.0メートル から 40.0メートル まで	1,120メートル
同	新	同	同

神奈川県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、平成30年 3 月30日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道467号
- 2 供用開始の区間
大和市上和田字下ノ原3, 504番 4 地先から
同 下和田字中ノ原973番 3 地先まで
- 3 供用開始の日
平成30年 4 月 1 日

神奈川県告示第202号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県横浜川崎治水事務所及び神奈川県民局くらし県民部情報

公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年神奈川県告示第380号）は、廃止する。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称
大岡川水系大岡川
- 2 指定年月日
平成30年3月30日

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により次の施設を指定した旨、川崎市選挙管理委員会から報告があった。

平成30年 3 月30日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村 上 健 司

施設の名称	所 在 地	指定年月日
川崎市コンベンションホール	川崎市中原区小杉町2 ー276の 1	平成30年 3 月20日

公安委員会告示

神奈川県公安委員会告示第 3 号

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある者を診断する医師の認定（平成14年神奈川県公安委員会告示第24号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月30日

神奈川県公安委員会
委員長 宮 崎 泰 男

表認定医師が診断する者の区分の欄中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

警 察 本 部 告 示

神奈川県警察本部告示第 5 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置（平成 6 年神奈川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月30日

神奈川県警察本部長 斉 藤 実

1 交番及び駐在所の名称及び位置の表山手警察署の項間門交番の項を削り、同表神奈川警察署の項栗田谷交番の項を削り、同表横須賀警察署の項小矢部交番の項を削り、同表相模原警察署の項に次のように加える。

南 橋 本 駅 前 交 番	同	南橋本 1 丁目16番13号
---------------	---	----------------

公 告

消費生活センターの名称を変更したので、消費生活センターの組織及び運営等に関する条例第3条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 変更後の名称

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）

2 変更年月日

平成30年 4 月 1 日

医療法第30条の6の規定に基づき、医療計画を変更し、神奈川県保健医療計画として、平成30年 4 月 1 日から実施します。

なお、この計画は、神奈川県保健福祉局保健医療部医療課、各地域県政情報コーナー及び各保健福祉事務所において縦覧に供します。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

測量法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

基本測量（航空レーザ測量による5mメッシュ精密標高データ作成）

2 測量の地域

川崎市

3 測量の期間

平成29年12月 6 日から平成30年 3 月 7 日まで

測量法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

基本測量（基本重力測量）

2 測量の地域

足柄下郡箱根町

3 測量の期間

平成29年 7 月 3 日から平成30年 2 月28日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（基準点設置）

2 測量の地域

藤沢市辻堂地区

3 測量の期間

平成30年 3 月 7 日から同月20日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川崎市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の地域

川崎市高津区内

3 測量の期間

平成29年 8 月 4 日から平成30年 3 月 7 日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、相模原市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影）

2 測量の地域

相模原市全域

3 測量の期間

平成29年12月20日から平成30年 2 月28日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（道路台帳平面図更新）

2 測量の地域

藤沢市の一部

3 測量の期間

平成29年 7 月28日から平成30年 3 月 2 日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小田原市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（座標補正（地図情報レベル2, 500）及び修正測量（地図情報レベル2, 500））

2 測量の地域

小田原市内

3 測量の期間

平成29年 6 月22日から平成30年 3 月13日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中井町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（座標補正（地図情報レベル2, 500）及び修正測量（地図情報レベル2, 500））

2 測量の地域

足柄上郡中井町内

3 測量の期間

平成29年 7 月 3 日から平成30年 2 月16日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、開成町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影・写真地図作成）

2 測量の地域

南足柄市及び足柄上郡開成町

3 測量の期間

平成29年12月 1 日から平成30年 3 月13日まで

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 (1) 商号又は名称 有限会社ホームフリー

(2) 代 表 者 酒井 和弘

(3) 主たる事務所 川崎市川崎区大島五丁目11番14号

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(4)第23279号

(5) 免 許 年 月 日 平成26年10月 5 日

2 (1) 商号又は名称 有限会社カインズハウス

(2) 代 表 者 池田 和弘

(3) 主たる事務所 横須賀市船越町五丁目1 番地 9

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(3)第24879号

(5) 免 許 年 月 日 平成25年 9 月 5 日

3 (1) 商号又は名称 株式会社ライクアハウジング

(2) 代 表 者 佐藤 竜哉

(3) 主たる事務所 横浜市鶴見区鶴見中央二丁目2 番 4 ー206号

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第28587号

(5) 免 許 年 月 日 平成25年 7 月25日

4 (1) 商号又は名称 株式会社アイウィルビーホーム

(2) 代 表 者 針尾 健大

(3) 主たる事務所 横浜市青葉区青葉台一丁目3 番地 9

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第29209号

(5) 免 許 年 月 日 平成27年 7 月 6 日

5 (1) 商号又は名称 関内不動産株式会社

(2) 代 表 者 小澤 泉

(3) 主たる事務所 横浜市中区尾上町五丁目73番地

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(13)第5823号

(5) 免 許 年 月 日 平成26年 3 月30日

6 (1) 商号又は名称 プロスパー興産有限会社

(2) 代 表 者 海藤 由美子

(3) 主たる事務所 鎌倉市浄明寺一丁目3 番 7 号

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(7)第18218号

(5) 免 許 年 月 日 平成28年 5 月 6 日

7 (1) 商号又は名称 株式会社マスママ

(2) 代 表 者 増山 義高

(3) 主たる事務所 川崎市麻生区早野393番地 3 号

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第29300号

(5) 免 許 年 月 日 平成27年10月15日

8 (1) 商号又は名称 ウッドビレッジ株式会社

(2) 代 表 者 星野 喜一郎

(3) 主たる事務所 川崎市川崎区砂子一丁目10番地 1

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(3)第25362号

(5) 免 許 年 月 日 平成26年10月25日

9 (1) 商号又は名称 株式会社グリーンエコシス

(2) 代 表 者 磯ヶ谷 實

(3) 主たる事務所 横浜市鶴見区潮田町四丁目157番地 5

(4) 免 許 番 号 神奈川県知事(4)第23349号

(5) 免 許 年 月 日 平成26年11月25日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市東柏ヶ谷 4 ー2, 014 の 2 ほか 1 筆
----------------	-------------------------------

開発区域の面積	891.97平方メートル	開発許可年月日及び許可番号	平成29年10月3日 神奈川県指令平土第610030号
開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ヶ谷4-14の3	6	
開発許可を受けた者の氏名	海谷 榮子	開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町高麗2-299の1の一部ほか1筆の一部及び299の4
開発許可年月日及び許可番号	平成29年3月24日 神奈川県指令厚土東第610121号	開発区域の面積	631.41平方メートル
2		開発許可を受けた者の住所	中郡大磯町高麗2-6の32 2階
開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南2-3,445の1	開発許可を受けた者の氏名	株式会社相湘建設 代表取締役 吉川 稔
開発区域の面積	723.43平方メートル	開発許可年月日及び許可番号	平成29年12月20日 神奈川県指令平土第610053号
開発許可を受けた者の住所	秦野市菩提1,649	7	
開発許可を受けた者の氏名	相原 繁	開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡開成町吉田島字上小ノ沢1,747の1ほか6筆
開発許可年月日及び許可番号	平成29年12月21日 神奈川県指令厚土東第610087号	開発区域の面積	908.35平方メートル
3		開発許可を受けた者の住所	平塚市紅谷町9の1 リーデンスタワー湘南平塚2F・L-BusinessCenter204N
開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市岩原字御茶屋下293の1ほか2筆	開発許可を受けた者の氏名	有限会社トレオハス 取締役 鬼原 浩彰
開発区域の面積	1,406.67平方メートル	開発許可年月日及び許可番号	平成29年10月3日 神奈川県指令西土第610022号
開発許可を受けた者の住所	南足柄市岩原602		
開発許可を受けた者の氏名	有限会社あしがら園芸 代表取締役 加藤 正		
開発許可年月日及び許可番号	平成30年1月29日 神奈川県指令西土第610040号		
4			
開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市上土棚南4-1,852の1ほか7筆及び4-1,852の29の一部ほか2筆の各一部		
開発区域の面積	882.90平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	大和市中心3-4の28		
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平		
開発許可年月日及び許可番号	平成29年10月23日 神奈川県指令厚土東第610061号		
5			
開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町一之宮9-1,091の1及び9-1,091の6の一部		
開発区域の面積	922.65平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	茅ヶ崎市新栄町13の45		
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ハートフルステージ 代表取締役 山口 秀明		

建築士法第9条第1項の規定により、次のとおり免許を取り消しました。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 免許の取消しをした年月日

平成30年3月23日

2 免許の取消しを受けた建築士

氏 名	建築士の別	登 録 番 号
青木 宏之	二級建築士	神奈川県知事登録第8995号
	木造建築士	神奈川県知事登録第454号

3 免許の取消しの理由

本人の死亡

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月30日

神奈川県議会議長 佐 藤 光

会派の名称	異動事項	新	旧

かながわ民進 党・立憲民主 クラブ神奈川 県議会議員団	政務活動費の 交付の方法	議員に交付する 方法	会派に交付する 方法
--------------------------------------	-----------------	---------------	---------------

土地収用法第46条第2項の規定に基づいて通知することとされている次の書類は、神奈川県収用委員会事務局に保管してあるので、当委員会事務局で交付を受けてください。

なお、受領しないときは、平成30年4月20日にその通知を受けたものとみなされます。

平成30年3月30日

神奈川県収用委員会

会長 佐 藤 昌 樹

1 事件名

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事（伊勢原ジャンクション（仮称）から御殿場ジャンクションまで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用排水路及び農業用道路付替工事（29収第6号事件）

2 通知の種類

審理の開催通知

3 通知を受けるべき者

伊勢原市子易字南澤156番に所在する土地の登記簿表題部の名義人「岩岸仙芳外9人」のうち岩岸仙芳を除く9人

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により船舶を売却します。

平成30年3月30日

神奈川県水産技術センター所長 杉 浦 暁 裕

1 船舶の種類等

- (1) 船名 神奈川県水産技術センター漁業取締船 たちばな
- (2) 船質 アルミニウム軽合金
- (3) 建造年月日 平成4年3月25日
- (4) 総トン数 34トン
- (5) 主機関 735.5キロワット 2基

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者

3 入札及び開札の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年4月27日(金) 午後2時	三浦市三崎町城ヶ養老子 神奈川県水産技術センター本館1階 水産セミナー室

4 入札書の提出

本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要です。使者及び郵送による提出はできません。

5 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額

6 入札の無効

入札に参加することができない者が行った入札及び入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は、無効とします。

7 入札説明書の配布の日時及び場所

(1) 配布の日時

平成30年3月30日(金)から同年4月19日(木)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布の場所

神奈川県水産技術センター及び神奈川県環境農政局農政部水産課

8 現地説明会開催日時及び場所

(1) 日時

平成30年4月16日(月)午後2時

(2) 場所

三浦市三崎漁港向ヶ崎物揚場係留「たちばな」内

9 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、県有財産一般競争入札参加申請書に必要書類を添付して平成30年4月20日(金)午後5時までに神奈川県水産技術センター管理課に持参して、提出してください。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

11 問合せ先

三浦市三崎町城ヶ島養老子 神奈川県水産技術センター管理課 電話 (046) 882-2311

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成30年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

I P R形移動用無線機（搭載用）ほか 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

議会の承認を受けた日から平成31年2月28日まで

(4) 納入場所

仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「通信機器」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。

(3) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口（郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成30年 4 月25日(水)午後 5 時15分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8403 横浜市中区海岸通 2-4 神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第一係 柳川 正義 電話 (045) 211-1212 内線 2241

- (2) 入札説明書の交付期間

平成30年 3 月30日(金)から同年 4 月25日(水)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成30年 4 月25日(水)午後 5 時15分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の日時等

この入札は、かながわ電子入札共同システムにより入札を開札を行います。

- (1) 入札期間

平成30年 5 月 8 日(火)午前 8 時30分から同月10日(木)午後 5 時15分まで

- (2) 開札日時

平成30年 5 月11日(金)午前10時

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成30年 5 月10日(木)午後 5 時15分までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札書の記載方法

入札説明書によります。

- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

- (5) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 非公開にしている仕様書等の関連資料の開示

申請期限までに保秘に係る誓約書を提出し、非公開にしている仕様書等の関連資料を閲覧してください。

- (8) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : IPR Mobile Radio Set(for installation) and other items, 1 set

- (2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., May 10, 2018

- (3) Contact point for the notice : Masayoshi Yanagawa, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext. 2241

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日）(4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額）(6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

- (1)新山下交番ほか502施設で使用する電力 約3,970,866キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通 1 (3)平成30年 2 月 2 日 (4)株式会社エネット 東京都港区芝公園 2-6 の 3 (5)92,108,452.7974円 (6)一般競争入札 (7)平成29年11月28日

2

- (1)平成30年度上半期複写機用再生紙 約17,893箱 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通 1 (3)平成30年 2 月27日 (4)桔梗屋洋紙株式会社 横浜市中区金沢区幸浦 2-23 の 8 (5)21,564,990.72円 (6)一般競争入札 (7)平成30年 1 月12日

3

- (1)神奈川県警察本部庁舎で使用するガス 約6,648,000m³ (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通 1 (3)平成30年 3 月13日

(4)東京瓦斯株式会社 東京都港区海岸 1－5 の20 (5)414, 714, 738, 24
円 (6)一般競争入札 (7)平成30年 1 月26日

4

(1)「県のたより」及び「議会かながわ」 約49,858,400部 (2)神奈
川県会計局調達課 横浜市中区日本大通 1 (3)平成30年 3 月16日

(4)株式会社リフコム 東京都中央区日本橋浜町 2－11の 2
(5)144,336,500.64円 (6)一般競争入札 (7)平成30年 2 月 2 日

次のとおり落札者等について公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 二 見 研 一

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の
名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)
落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額
(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続
(7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契
約の場合はその理由

1

(1)相模原水道営業所ほか11施設で使用する電力 約2,048,468キロ
ワット時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日
本大通 1 (3)平成30年 1 月19日 (4)丸紅新電力株式会社 東京都
中央区日本橋 2－7 の 1 (5)38,619,715円 (6)一般競争入札 (7)平
成29年11月 7 日

2

(1)芹沢ポンプ所ほか35施設で使用する電力 約22,315,460キロワ
ット時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本
大通 1 (3)平成30年 1 月19日 (4)株式会社F－P o w e r 東京都
港区六本木 1－8 の 7 (5)374,769,639.16円 (6)一般競争入札 (7)
平成29年11月 7 日

3

(1)鎌倉ポンプ所ほか10施設で使用する電力 約9,648,538キロワ
ット時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本
大通 1 (3)平成30年 1 月19日 (4)丸紅新電力株式会社 東京都中央
区日本橋 2－7 の 1 (5)161,050,688.16円 (6)一般競争入札 (7)平
成29年11月 7 日

4

(1)大山浄水場ほか432施設で使用する電力 約3,206,102キロワッ
ト時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大
通 1 (3)平成30年 1 月19日 (4)ミツウロコグリーンエネルギー株式
会社 東京都中央区日本橋本町 3－7 の 2 (5)81,627,429.24円
(6)一般競争入札 (7)平成29年11月10日

次のとおり落札者等について公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県企業庁

寒川浄水場長 加 藤 博 光

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の
名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)
落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額
(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続
(7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契
約の場合はその理由

1

(1)寒川浄水場(第2浄水場)で使用する電力 約12,623,000キロ
ワット時 (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4,271
番地 (3)平成30年 1 月19日 (4)株式会社F－P o w e r 東京都
港区六本木 1－8 の 7 (5)192,436,661円 (6)一般競争入札 (7)平
成29年11月 7 日

2

(1)寒川浄水場(第3浄水場)で使用する電力 約28,786,000キロ
ワット時 (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4,271
番地 (3)平成30年 1 月19日 (4)株式会社F－P o w e r 東京都港
区六本木 1－8 の 7 (5)437,101,106円 (6)一般競争入札 (7)平成
29年11月 7 日

次のとおり落札者等について公告します。

平成30年 3 月30日

神奈川県企業庁

谷ヶ原浄水場長 大 内 禎

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の
名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)
落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額
(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続
(7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契
約の場合はその理由

(1)谷ヶ原浄水場で使用する電力 約13,884,000キロワット時 (2)神
奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原 2 丁目 6 番 1 号
(3)平成30年 1 月19日 (4)株式会社F－P o w e r 東京都港区六
本木 1－8 の 7 (5)210,602,689.84円 (6)一般競争入札 (7)平成29
年11月 7 日